

令和4年11月大山町臨時農業委員会議事録

1 開催日時 令和4年11月24日 木曜日 午後4時01分から午後4時16分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (25人)

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	2番	石原 文義	10番	高見 利洋	
	3番	高虫 秀樹	12番	奥田 国雄	
	4番	山下 一郎	13番	日野 浩一	
	5番	尾古 礼隆	14番	江原 宏昭	
	7番	小谷 恵			

推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実	
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸	
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔	
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章	
	7番	荒松 将志	15番	小原 進	
	8番	金本 常由			

4 欠席委員 (5名) (農委1番 前田 繁昌、農委6番 藤本 康央、
農委8番 矢田 考志、農委9番 遠藤 幸子、農委11番 岡田 浩司)

5 議事録署名委員の決定 (5番 尾古 礼隆、7番 小谷 恵)

6 議事日程

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 その他

8 農業委員会事務局職員

局 長	諸遊 剛史
主 幹	坂田 真寛
主 事	道祖 貴文
事務補助員	山根江利子

9 会議の概要

事務局 それでは只今から、11月大山町臨時農業委員会のほうを始めさせていただきますと思います。初めに、議長の挨拶をよろしくお願いします。

議長 こんにちは。この前、研修を行いまして非常に難しい問題、それから現実的には少量の農業会員をもって地域に密着した農政ということについての研修を十分行ったわけですが、非常に温度差があって、各県の中においてもですね、6人の農業委員しかいない地域もあるわけですし、それもですね、農業委員と推進を含めたものが6名だということがあって、この前も研修がございました。その中での対応の仕方、それからタブレットの使い方、いろいろありましたが、やはり傘さしてやればいいのか、そういうもんでなくして、そういう難しいところもあるんだよってことを、国の農業会議の方にですね、ちゃんと伝わってありましたよということが、この前の常設審議委員会的时候にもありまして、大きなうちらちみたいにならぬ30名もおるといふところがあれば、本当に6名しかいないといふところがあるわけであらう、やはり、環境、本当にどうやっていくかという問題が本当に難しいのではないかなど。本当に部落の座談会みたいにならぬ、どこも歩けるといふことではないし、それをしないと、なかなか皆さん集まれないといふ中で、いかに地域に密着した農業委員会というものをつくっていかなくやいけんだといふこと、事例発表なり研修会で1時間半も研究したわけですけども、非常に大きな差があるといふことを皆さん理解した中で、この間も十分に審議されたわけですが、そういうことですね、非常にこれからは農業委員さん、推進委員の方はですね、十分に把握しながらですね、地域に密着した活動をやっていきますように協力をお願いしたいと、始めに当たっての挨拶に代えさせていただきます。

議長 それでは、今日の欠席の方はありますけども、この会が成立することになっておりますので、参加者は十分にありますので、この会は成立したことを、ここに宣言いたします。

 それで、今日の議事録署名委員の方をご指名いたします。5番委員さん、続きまして7番委員さんに一つお願いしますので、よろしくお願いします。

議長 議事に入りますけど、その前にですね、ちょっとお伝えしておきたいことがございますので、よろしくお願いします。

 この件についてでございますが、この前、委員会の後日ですね、現地に行つてまいりました。事務局と私と行ってまいりまして、現地をもう一遍確認をしたということで、今日の議案に対して再度確認してですね、それから、提出者のところにも行って話を十分に審議をしまして、今の形になったと。

 これについては、事務局がご説明しますので、それに従つてちょっとお願いしますのでよろしくお願いします。それでは、事務局ちょっとご説明をお願い

します。

事務局

失礼します。議案の説明に入ります前に、前回、定例会におきまして、この5条の案件が保留ということになりました。これにつきましては、事務局のほうで、受け付けの際にですね、確認が不足していたということがあったということで、なかなかその質疑に対して明確に回答が出来なかった部分がございます。従いまして、三役で協議していただきまして、臨時の委員会ということで作らせていただくことになりました。今後、受け付けの際にきちんと確認するなど、改善するようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

事務局

それでは議案につきまして、担当のほうから説明をさせていただきます。

事務局

はい。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

前回の委員会後、確認が不足していたスペースの使い方および周辺への雨水排水対策を中心に、申請者に再度確認いたしましたので、その内容を説明させていただきます。

資料としましては、6ページから8ページの図面を差し替えています。まず、6ページの配置図のほうをご確認ください。

まずは、東側の碎石敷きの駐車場側についてです。駐車スペースとして、従業員、パート含め20名弱に対して、19台の計画です。単粒碎石を使用しますので、基本的に、雨水は地下浸透します。さらに雨量の多い時も考慮し、別途浸透柵を設けられますので、町道へは流れ出ない設計になっています。また、農地への雨水排水対策として、鉄骨倉庫裏側も含め敷地北側はL型擁壁、南側の窪みの農地に対してはブロックを2段から4段配置される計画です。

次に、アスファルト駐車場側についてです。スペースとしては、10t車の出入り、積み込み作業、駐車スペースも含めた動線が描かれています。10tトラックへの商品の積み込みは、木造事務所横の、庇付きの倉庫シャッター部分から行われます。また、9号線側の駐車スペースですけれども、農業用機械として、トラクター等3台、社用車として、2t車、1t車、積載車が各1台ずつで計3台。軽トラが6台で、合計12台駐車予定です。事務所も現在の場所から移転されるので、役員用に2台、来客用の駐車場も5台計画されています。なお、東側の窪みの農地側への雨水排水対策としては、碎石の駐車場と同じく、ブロックを配置されます。完成後の敷地の勾配については、説明させていただいています6ページ平面図の左側と上側にある断面図に記載されておりまして、建物から道路側へなだらかな勾配になっております。また、図面中の矢印が、雨水が流れる方向となります。

そして、9号線側への雨水排水対策としまして、建物部分の床面積分を既存の側溝へ流し、アスファルト分の雨水を浸透柵で処理します。これは、従来の●●●●の宅地面積に対して建物床面積が少なくなるため、既存の流量を下回ることになります。また、アスファルト部分の雨水は浸透柵で処理されることから、既存の側溝

への放流が増えることはなく、このような場合は国交省と協議不要である旨、国交省事務所へ確認をされています。

以上から、全体の雨水排水計画としては問題なく、周辺農地への影響は無いものと判断します。

続いて、倉庫内のスペースの活用についてです。

7ページの配置図のほうをご覧ください。鉄骨倉庫内部の利用計画として、根ハギ機3台、皮むき機4台、選別テーブル2台、コンプレッサー、冷蔵庫等を配置される予定です。また、ストックヤードは軽トラで運搬した収穫ネギを置いておく場所で、柱と屋根の簡易な構造のものになっております。ということで、現況が宅地である部分も含めて、事業全体での利用計画を確認いたしまして、農地を転用するスペースとしても問題ないと判断しております。

その他の添付書類は特に変更はなく、融資証明書、地権者及び耕作者の同意書、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は、特に問題はないと判断しております。

また、農地法第5条第2項には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。説明については以上です。

議長

事務局のほうから、ご説明ございました。これについて、ご意見があれば挙手をもってお願いいたします。

この前には、説明不足でありましていろいろな意見がございましたが、改めて図面を見てですね、どう判断されるのか、ご意見をお願いしたいと思います。

これまでは、雨水について浸透柵はなくてですね、ただ、浸透する、砂利を敷くというかたちでございましたので、それをあえてですね、よけ出た場合には、浸透柵を設置してですね、完全なる地下浸透を望んでおられるということになっておりますので、場合によってもどんどん大きさを変更するという場合もありうるということで、ちょっと事務局のほうから聞いておりますし、そういう話があったということを知っておりますので、いかにして雨水をですね、地域に及ぼす影響はないということは確認されたようなこととさせていただきます。地域においても、はっきりと、地域には何かあれば処置をするということで、承諾してもらっているということになっておりますので、付け加えておきます。

何か質問があれば。

結果的に、うちとしては、雨水と下限面積が委員会のあれでございますので、その辺を含めて、ご質問いただければありがたいと思います。

(農委3番委員、挙手)

はい、農委3番委員さん。

農委3番委員

すみません。3番です。

先ほど、この会場に来るまでに、ちょっと現地を見てきました。確かに農地の下にハウスがあり、農地として使っておられます。ちょっと心配されておられたっていうのはわかりますので、雨水、見させてもらおうと、前回の図面からすれば確実に雨水の問題も対応できるんじゃないかとは思って見させていただ

いております。ただ、碎石部分ですけれども、やはりちょっと、道路境界との問題は多少何かあるんじゃないかなと思いますので、もし問題が出るようであれば、それなりに対処してもらえようなかたががあれば、問題はないんじゃないかというふうに、ちょっと見させてもらいました。

議長 事務局、これについて、ご意見をお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

事務局 はい。碎石側の経過についてですけれども、当初、建設課のほう立会いで、境界の確認はされてまして、またそれも含めてですけれども、何か、その周辺への影響が出てきた場合には、そういったことに対して、誠意を持って対応される旨、事業計画のほうに書かれてましたので、もし何かあった際は、そのように対応されるものと思っております。以上です。

議長 農委3番委員、よろしいでしょうか。

農委3番委員 はい、わかりました。

議長 他にございませんでしょうか。

ないようですので、これを承認していただく方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

どうもありがとうございました。

議長 これをもってですね、委員会を終了させていただくので、よろしくお願いたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 尾古 礼隆

議事録署名委員 小谷 恵

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しています。